

## 葉鹿橋左岸地区地区計画（抜粋）

区域の整備、開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、市街地の西部の一級河川渡良瀬川と同松田川の合流地点に位置し、東と南は河川、西と北は都市計画道路に囲まれた区域にある。</p> <p>本地区には、染色関連の作業場、中層の共同住宅（雇用促進住宅）及び低層の住宅が混在して立地している。</p> <p>このため、地区計画を定めることにより、地場産業である繊維工業等に供する建築物と中低層の住宅等が、相互に利便を害さない範囲で共存できる良好な市街地環境の形成を図るものである。</p>	
地区整備計画	建築物等の制限に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>建築基準法別表第2（ほ）項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、次に掲げる建築物は除く。</p> <p>(1) 足利都市計画特別工業地区建築条例（昭和 55 年足利市条例第 17 号）第2条に規定する建築物で同条例第3条の規定による構造のもの</p> <p>(2) この計画の決定の際現に存する建築物及び当該建築物と同一の敷地内においてこの計画の決定後に建築する建築物（いずれも前号に規定する用途に供する場合に限る）</p>
		建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	20/10
		建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	6/10
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の屋根及び外壁の色彩並びに屋外の広告物の色彩は、周辺の環境と調和したものとす。